# 【表紙】

【提出日】 平成25年8月29日

【会社名】シスメックス株式会社【英訳名】SYSMEX CORPORATION

【本店の所在の場所】 神戸市中央区脇浜海岸通1丁目5番1号

【電話番号】 078(265)0500

【事務連絡者氏名】 執行役員経営管理本部長 釜尾 幸俊 【最寄りの連絡場所】 神戸市中央区脇浜海岸通1丁目5番1号

【電話番号】 078(265)0500

【事務連絡者氏名】 執行役員経営管理本部長 釜尾 幸俊

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 1【提出理由】

当社は平成25年8月29日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、新株予約権の募集事項を決定し、当社の取締役、執行役員および従業員ならびに当社の子会社の取締役および従業員に対し、下記のとおり、ストックオプションとして新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

新株予約権の発行要領

1. 有価証券の種類及び銘柄 シスメックス株式会社第3回新株予約権

### 2. 発行数

7,300個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合など、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

#### 3. 発行価格

発行価格は、ブラック・ショールズ・モデルにより算定した1株当たりのオプション価格(1円未満の端数は四捨五入)に付与株式数を乗じた金額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権と相殺するものとする。

#### 4. 発行価額の総額

未定(平成25年9月13日に確定する予定)

5. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式730,000株

各新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」)は、普通株式100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる付与株式の数を調整する。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で対象者が行使していない新株予約権の目的 たる付与株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、または他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じ新株予約権の目的たる付与株式の数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で当社は必要と認める付与株式の数の調整を行うことができるものとする。

### 6. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受ける ことができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所に おける当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という)の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端 数は切り上げるものとする。ただし、その金額が、割当日の前日の終値を下回る場合は当該終値を行使価額とす る。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、 調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額=調整前行使価額×-分割・併合の比率

また、当社がその発行する当社普通株式又はその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集 をする場合であって、払込金額が引き受ける者に特に有利な金額であるときは、次の算式により行使価額を調整 し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

新規発行株式数×1株当たりの払込金額 既発行株式数+ 1株当たりの時価 調整後行使価額=調整前行使価額×-既発行株式数+新規発行株式数

上記算式で使用する「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己

株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処 分する自己株式数」と読み替える。

上記のほか、当社は、株式又は新株予約権の無償割当てを行う場合、その他当社が行使価額の調整を必要とす る場合には、当社が必要と認める行使価額の調整を行う。

#### 7. 新株予約権の行使期間

平成27年9月13日から平成33年9月12日までとする。

#### 8. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時において、当社 もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が当社もし くは当社子会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合および従業員を定年により退職した場合は、 退任および退職後2年間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ② 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができないものとする。
- ③ 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。
- ④ その他、新株予約権の行使の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議により決定し、当社 と新株予約権者との間で締結する契約に定めるものとする。

#### 9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

増加する資本金の額は、会社計算規則所定の資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満 の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額 から増加する資本金の額を減じた額とする。

### 10. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

### 11. 当該取得の申込の勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役(社外取締役を除く)、執行役員および従業員ならびに当社の子会社の取締役および従業員のうち、 当社の取締役会等が認めた者合計318名に割り当てる。

- 12. 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役または使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係当社の完全子会社
- 13. 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

新株予約権者との取決めは、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」において定めるものとする。

#### 14. 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で取得し消却することができる。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、当該新株予約権については無償で取得し消却することができる。
- 15. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記5. に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記6. で定められる行使価額を組織再 編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権 の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間 上記7. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいず れか遅い日から、上記7. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記9. に準じて決定する。
- ① 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の取得条項 上記14. に準じて決定する。
- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件 上記8.に準じて決定する。

16. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てることとする。

# 17. その他の新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができないものとする。
- ② その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるところによるものとする。
- 18. 新株予約権を割り当てる日 平成25年9月13日

以上